

松本市空き家バンク利活用促進事業補助金



空き家バンクサイトは
こちらから

市内の空き家・空き地を有効活用することにより、松本市への移住定住並びに地域活性化を目的として、空き家バンクに登録する物件の家財処分費、空き家バンクに登録された物件の取得費、改修工事費等の一部を補助します。

補助概要

※いずれも事前申請制です。購入・着工前にご相談ください。

登録促進事業 (空き家所有者向け)		成約促進事業 (主に物件購入者向け)		
空き家バンクに登録するために家財を処分するとき	空き家バンクで空き家・住宅用地を取得するとき	取得した空き家をリフォームするとき	取得した空き家に残っていた家財を処分するとき	
家財等処分費補助	取得費補助	改修費補助 (子育て世帯向け)	改修費補助 (県外移住者向け)	家財等処分費補助
対象者 物件登録をする予定の空き家所有者 	対象者 登録物件の購入者 (18歳以上65歳未満) 	対象者 登録物件の購入者等かつ中学生以下の子供がいる者 	対象者 登録物件の購入者等かつ県外からの移住者 	対象者 登録物件の購入者等もしくは物件所有者 
対象経費 空き家に付属する不要な家財の撤去処分にかかる費用 ※市内一般廃棄物処理業の許可を受けた者が行うものに限る 	対象経費 不動産の取得にかかる費用 ※売買代金に限る 	対象経費 居住の用に供する部分の居住性若しくは機能性の維持又は向上のための修繕、模様替え及び設備の改善にかかる費用 ※市内施工業者に限る 	対象経費 空き家に付属する不要な家財の撤去処分にかかる費用 ※市内一般廃棄物処理業の許可を受けた者が行うものに限る 	
補助金額 対象処分費の50%以内で 上限 10万円	補助金額 取得費の10%以内で 上限 15万円	対象工事費の50%以内 補助金額 対象の子供1人につき 10万円 上限 30万円		補助金額 対象処分費の50%以内で 上限 10万円
		補助金額 上限 50万円		

※家財等処分費補助は1物件につき1回限り
※子育て世帯向けと県外移住者向けは併用可能
※購入者等…物件の購入者または賃借人

補助金利用の例

最大105万円

の補助メニューが利用可能です。

例：

県外在住の子育て世帯が空き家バンクで物件購入、リフォームし、かつ空き家に残っていた家財を処分した場合

家族構成：申請者45歳、配偶者38歳、長男8歳、次男5歳、三男2歳
住民登録：東京都
リフォーム工事に200万円、家財の処分に20万円かかるとすると、

使える補助メニューの合計は $15万 + (10万 \times 3) + 50万 + 10万 = 105万円$

補助金・空き家バンクに関するお問合せは住宅課まで。
(TEL:0263-34-3246 FAX:0263-34-3207)
(MAIL:jyutaku@city.matsumoto.lg.jp)

		中古住宅		空き地 (住宅用地)	空き店舗 空き事務所 空き工場 空き倉庫
		空き家 農地付き空き家	建売住宅 退去予定の住宅		
登録 促進 事業	家財等処分費補助	○	×	×	×
	取得費補助	○	○	○	×
	改修費補助 (子育て世帯向け)	○	○	×	×
	改修費補助 (県外移住者向け)	○	×	×	×
	家財等処分費補助	○	○	×	×
成約 促進 事業	取得費補助	○	○	○	×
	改修費補助 (子育て世帯向け)	○	○	×	×
	改修費補助 (県外移住者向け)	○	×	×	×
	家財等処分費補助	○	○	×	×

 ご注意いただきたい点

- ☐ 補助対象者は個人のみ（法人は対象外です。）
- ☐ 建売住宅は建築から1年以上経過したもの。
- ☐ 退去予定の住宅は、空き家バンク登録の日から1年以内に退去が確定しているもの。
- ☐ 登録促進事業は空き家バンクに物件登録を申し込み、2年以上掲載することを誓約できる物件が対象です。
（ただし、成約により掲載削除した場合を除く。）
- ☐ 成約促進事業の補助申請日は契約日から1年を経過していないこと。
- ☐ 補助対象住宅に住所を異動した日から起算して5年以上当該住宅に居住すると誓約できること。
- ☐ 住宅用地は用地取得日から1年以内に住宅の建築を始めること。

※そのほか、制度の詳細については、移住推進課までお問合せください。